

政 委 第 27 号  
平成 20 年 11 月 26 日

国立大学法人評価委員会

委員 長 野 依 良 治 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の  
業務の実績に関する評価の結果についての意見

当委員会は、平成 20 年 10 月 9 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 19 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

平成19年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人  
の業務の実績に関する評価の結果についての意見

平成19年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

- ・ 公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の整備状況についての評価を行っているが、一部の国立大学法人において公的研究費の不正使用が発覚している例があることなどを踏まえ、公的研究費の不正使用の防止のための取組状況について、引き続き評価を行うべきである。
- ・ 法人運営に影響を及ぼすおそれのある各種事項に対する危機管理について、全学的・総合的な対応体制の整備状況について評価しているが、一部の国立大学法人において薬品管理等に係る法令違反が発覚している例があることなどを踏まえ、引き続き、各国立大学法人等が整備した危機管理に係る全学的・総合的な対応体制の運用状況について評価を行うべきである。
- ・ 随意契約の適正化の一層の推進について、政府全体で取り組んでいることにかんがみ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等について評価を行っているところであるが、今後の評価に当たっては、国立大学法人等が作成した随意契約見直し計画の実施状況についても評価を行うべきである。
- ・ 昨年度当委員会が指摘した附属病院に関する評価については、収入増やコスト削減の取組における数値目標の設定状況、国立大学病院管理会計システム（HOMAS）又はこれに類する会計システム等により得られた各種統計データの活用状況を把握し、病院管理運営に関する実績等の評価を行っており、一部の法人に注目される取組がみられる。  
今後の評価に当たっては、国立大学法人会計基準の実務上のガイドラインに当たる

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」の改訂により、より実態に即したセグメント情報の把握が可能になったことを踏まえ、引き続き、先進的な取組を行っている附属病院の例も参考にしつつ、各附属病院の経営効率化の取組を促進する観点から評価を行うべきである。